

高松市ナシフグ取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川県ふぐの処理等に関する条例（平成16年香川県条例第4号）、香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則（平成16年香川県規則第69号。以下「香川県規則」という。）及び高松市ふぐの処理等に関する規則（平成16年高松市規則51号）に定めるもののほか、特別ふぐであるナシフグの取扱いについて必要な事項を定めることにより、市内のナシフグの流通についての安全性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 証明書管理団体 ナシフグ産地証明書（以下「証明書」という。）を発行し、その出納について管理を行う団体として指定する者をいう。
- (2) 産地証明団体 第6条第1項又は香川県ナシフグ取扱い要綱（平成10年9月25日10生衛B第232号香川県生活環境部長通知。以下「香川県要綱」という。）に基づく届出をし、漁獲した海域を漁業者から確認し、出荷箱に証明書を貼付することにより、当該ナシフグの漁獲海域を証明する団体をいう。
- (3) ナシフグ丸体取扱業者 第9条第1項又は香川県要綱に基づく届出をし、処理を行っていないナシフグを販売し、又はせり売りすることを業として行う者をいう。

(証明書管理団体の指定)

第3条 証明書管理団体は、香川県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）とする。

(証明書の管理等)

第4条 証明書はナシフグ産地証明書（様式第1号）によるものとし、次に掲

げる事項を記載する。

- (1) ナシフグの産地証明書である旨
- (2) 漁獲海域名
- (3) 漁獲年月日
- (4) 産地証明団体名
- (5) 番号

2 証明書管理団体が行う証明書の交付に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 証明書を必要とする産地証明団体は、産地証明書交付申請書（様式第2号）に必要事項を記入し、証明書管理団体に手数料を添えて申請するものとする。
- (2) 証明書管理団体は、申請書が適正と認められる場合は、証明書を交付するものとする。

3 証明書管理団体が行う証明書の管理に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 証明書管理団体は、証明書に付してある番号ごとに交付した産地証明団体を明らかにしておくものとする。
- (2) 証明書管理団体は、必要に応じ、証明書の取扱い数量等について、産地証明団体等に報告を求めることができる。
- (3) 証明書管理団体は、毎年4月30日までに、第8条第2項の規定による報告並びに証明書の発行状況及び出納状況について、香川県知事に報告しなければならない。

（産地証明団体の資格）

第5条 産地証明団体は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 県漁連
- (2) 漁業協同組合（以下「漁協」という。）であつて、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条に基づく認定を受けた者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく許可（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第5号の営業に限る。）を受けた者であつて、卸売市

場法第4条第1項又は第13条第1項の規定に基づく認定を受けた卸売市場において、同法第2条第4項に規定する卸売業者として業を行うもの

(産地証明団体の届出)

第6条 産地証明団体になろうとする者は、あらかじめ、証明書管理団体を経由して香川県知事に提出しなければならない。

2 産地証明団体は、届出事項に変更があったとき又は産地証明団体を廃止したときは、速やかに、証明書管理団体を経由して香川県知事に提出しなければならない。

3 前2項の規定による届出は、ナシフグ産地証明団体届出書(様式第3号)又はナシフグ産地証明団体届出事項変更届出書(様式第4号)若しくはナシフグ産地証明団体廃止届出書(様式第5号)により香川県水産課長に提出するものとする。

(産地証明)

第7条 ナシフグを漁獲し、食用に供するために出荷しようとする漁業者は、直接又はその所属する漁協を経由して、産地証明団体(岡山県内の漁業者にあつては、あらかじめ登録を受けた産地証明団体)に出荷し、産地証明を受けなければならない。ただし、岡山県内においてあらかじめ登録した漁業協同組合等に出荷する場合は、この限りでない。

2 産地証明団体は、漁業者の所属する漁業協同組合、ナシフグの数量、漁獲年月日及び漁獲海域を確認の上、ナシフグを受け取るものとする。

3 産地証明団体は、他の海域産のナシフグの混入を防止するため、出荷箱に証明書を貼付し、次に掲げる事項を記載した複写式出荷伝票(以下「出荷伝票」という。)を付して、ナシフグ丸体取扱業者又は特別ふぐ処理業者に出荷するものとする。

(1) 当該証明書の記載事項

(2) 漁獲者

(3) 入荷及び出荷年月日

(4) 出荷先の氏名又は名称及び住所

(5) 当該証明書の貼付された出荷箱に係るナシフグの取扱い数量

- 4 ナシフグ丸体取扱業者は、証明書及び出荷伝票の記載内容を確認後、入荷及び出荷年月日並びに出荷先の氏名又は名称及び住所を記載した出荷伝票を付して、特別ふぐ処理業者等へ出荷するものとする。
- 5 ナシフグ丸体取扱業者及び特別ふぐ処理業者は、証明書の貼付していないナシフグを取り扱ってはならない。
- 6 第1項ただし書きに規定する場合を除き、処理を行っていないナシフグを香川県外に出荷してはならない。
- 7 処理を行っていないナシフグを高松市を除く香川県内に出荷する場合には、香川県要綱に基づき行うこと。

(数量等の確認)

第8条 ナシフグの取扱い数量等の確認は、取扱者ごとに次のとおりとする。

(1) 産地証明団体

- ア 産地証明団体は、ナシフグの取扱い数量及び入出荷に関する記録を作成し、ナシフグのみの帳簿として管理するものとする。
- イ 帳簿は、証明書並びに入荷及び出荷伝票に記載された事項により作成するものとする。
- ウ 取扱い数量については、入荷及び出荷伝票により処理し、入出荷の際にそれぞれ1部を残し、入荷伝票の1部を漁業者に、出荷伝票をナシフグ丸体取扱業者又は特別ふぐ処理業者に渡すものとする。

(2) ナシフグ丸体取扱業者

- ア ナシフグ丸体取扱業者は、ナシフグの取扱い数量及び入出荷に関する記録を作成し、ナシフグのみの帳簿として管理するものとする。
- イ 帳簿は、証明書及び出荷伝票に記載された事項により作成するものとする。
- ウ 取扱い数量については、出荷伝票により処理し、出荷の際に産地証明団体から渡された出荷伝票の1部を残し、当該出荷伝票を特別ふぐ処理業者等に渡すものとする。
- エ ナシフグ丸体取扱業者は、香川県規則に規定する海域と異なる海域で

漁獲されたナシフグを混入させないこと。

- 2 産地証明団体は、毎年4月15日までに、ナシフグ産地証明書取扱実績報告書（様式第6号）により、前年度に取り扱った証明書及びナシフグの数量について、証明書管理団体に報告しなければならない。
- 3 ナシフグ丸体取扱業者は、毎年4月30日までに、ナシフグ丸体取扱実績報告書（様式第7号）により、前年度に取り扱った証明書及びナシフグの数量について、保健所長に報告しなければならない。
- 4 産地証明団体及びナシフグ丸体取扱業者は、出荷伝票を3年間保管するものとする。

（ナシフグ丸体取扱業の届出等）

第9条 ナシフグ丸体取扱業者になろうとする者は、あらかじめ、ナシフグ丸体取扱届出書（様式第8号）を保健所長に提出しなければならない。

- 2 保健所長は、前項の届出をした者に、ナシフグ丸体取扱届出済証（様式第9号。以下「届出済証」という。）を交付するものとする。
- 3 届出済証の有効期間は、5年間とする。
- 4 ナシフグ丸体取扱業者は、当該届出済証を亡失し、汚損し、又は破損したときは、ナシフグ丸体取扱届出済証再交付申請書（様式第10号）を保健所長に提出して、届出済証の再交付を受けることができる。
- 5 ナシフグ丸体取扱業者は、届出済証に記載された事項に変更があったときはナシフグ丸体取扱届出事項変更届出書（様式第11号）に、ナシフグの取扱いを廃止したときはナシフグ丸体取扱廃止届出書（様式第12号）に、当該届出済証を添えて、速やかに、保健所長に提出しなければならない。

（監視、指導等）

第10条 市は、この要綱の施行に必要な限度において、漁業者、証明書管理団体、産地証明団体、ナシフグ丸体取扱業者その他これらの関係者に対し、その業務に関する報告を求め、ナシフグ丸体取扱業者その他の事業所に立ち入り、ナシフグ及び証明書の取扱の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

- 2 市は、ナシフグの取扱い又は証明書の使用に関し、この要綱に違反した者

に対してナシフグの取扱いまたは証明書の使用を期間を定めて停止、又は禁止することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 高松市ナシフグ取扱い要綱（平成11年4月1日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。